

耐震改修促進法に基づく  
「要安全確認計画記載建築物（防災拠点）」の耐震診断結果の公表

群馬県が所管する区域：前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市を除く市町村の区域

群馬県県土整備部建築課

令和2年6月15日（公表）

令和3年6月23日（更新）

令和4年6月30日（更新）

令和5年11月29日（更新）

【用途:災害対策本部を設置する庁舎等】(令和2年3月31日時点)

「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」欄の数値は、建築物の各階、各方向の最小のものを記載しています。

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考1 (耐震診断に係る補足)	備考2 (耐震改修に係る補足)
						内容	実施時期		
1	渋川市役所本庁舎	渋川市 石原 80番地	庁舎	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0}=0.42$ $C_{TU} \cdot S_D=0.31$	建替え	令和12年4月 ～ 令和13年3月		補強も検討中
2	安中市役所	安中市 安中一丁目 字本宿 2390	庁舎	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0}=0.41$ $C_{TU} \cdot S_D=0.30$	建替え	令和6年 ～ 令和8年		R5.4～実施設計中
	旧庁舎								
	中庁舎								
3	上野村役場庁舎	多野郡上野村 大字川和 11番地	庁舎	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s=0.21$ $q=0.82$	未定	未定		R4.6から整備方針(改修、建替)の検討を開始
4	孺恋村役場庁舎	吾妻郡孺恋村 大字大前 110番地	庁舎	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0}=0.68$ $C_{TU} \cdot S_D=0.52$	未定	未定		建替を含め検討中
5	高山村役場庁舎	吾妻郡高山村 大字中山 2856番地1	庁舎	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0}=0.33$ $C_{TU} \cdot S_D=0.26$	未定	未定		建替を含め検討中
6	片品村役場本庁舎	利根郡片品村 大字鎌田 3967番地3	庁舎	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2017年版)	$I_s/I_{s0}=0.90$ $C_{TU} \cdot S_D=0.71$	—	—		耐震改修済 令和3年3月完了

※要緊急安全確認大規模建築物として耐震診断結果が公表されている建築物は本リストに掲載していません。

附表 耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価

耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
	I	II	III
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2017年版)	$I_s/I_{s0} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$

I : 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

II : 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

III : 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

(※) 震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。